

首都高芝浦 PA にて特別街頭検査を実施 不正改造車へ、東京運輸支局より整備命令書を交付

自動車技術総合機構関東検査部は、関東運輸局東京運輸支局、警視庁と連携し、不正改造車を排除するため、特別街頭検査を実施しました。

その結果、計5台の車両を検査し、騒音基準を満たさないマフラーの取付け等の不正改造があった計4台に対し、道路運送車両法に基づき東京運輸支局より整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

◎実施日時： 令和4年4月30日(土)23:00 ~ 令和4年5月1日(日)2:00

◎実施場所： 東京都港区海岸3-23

首都高速11号台場線 上り芝浦パーキングエリア

◎検査車両台数： 5台

◎整備命令書交付台数： 4台

◎主な不適合箇所： 騒音基準を満たさないマフラーの取付け、回転部分の突出等

お問い合わせ先

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル 4階

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

電話 03-5363-3441(代表)

FAX 03-5363-3347

(芝浦PA)

